

日本共産党

高槻市議員団

市政資料

発行／
日本共産党
高槻市議員団
高槻桃園町2-1
電話
072-674-7230
FAX
072-674-3202

中村れい子
☎685-6686
宮本雄一郎
☎695-1900
きよた純子
☎676-5068
出町ゆかり
☎655-8513

台風21号、被災者支援と復旧に国・府・市は全力を

9月4日、発生した台風21号で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。同台風は停電や断水、檜田地域の倒木など、市全域に大きな被害をもたらしました。

人的被害は9月18日午前7時現在、軽傷15人、中傷1人、救助5件です。また、物的被害は車両横転、看板や屋根の飛散などが159件。倒木や飛散物などは、通報があったものだけで851件で、実際は無数に発生しています。り災証明の発行件数は9月21日午前8時現在で半壊6戸、一部損壊2072戸です。

**台風による一部損壊住宅
修繕費補助の対象に**

市は北部地震で「一部損壊」と判定された住宅の修繕に補助金を支給しています。30万円以上は3万円、50万円以上は5万円の補助金が出ます。台風被害にも補助金が出ることになり、受付がすでに始まっています。中村れい子議員は9月10日の市議会で「台風の影響に対しても、一部損壊への補助の適用を」と求めています。

**国保料・介護保険料も
減免されます**

大阪北部地震と同じく、市はスマホ画面や写真だけでり災証明書の発行を受け付けています（身分証明書、印鑑が必要）。り災証明書で「一部損壊」と判定されれば、国民健康保険料と介護保険料（65歳以上のみ）の2分の1減免を申請することができます。北部地震では申請された方の大部分が減免されています。

木造住宅耐震補助、市が対象の拡大を検討

被災した住宅の修繕に、市が実施している木造住宅耐震化補助金を活用する世帯が広がっています。1981年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断に5万円、設計に10万円、工事に最大75万円の補助をしています。また、住宅の解体撤去に最大40万円補助します（所得制限あり・課税所得金額507万円未満）。市は希望者が地震で増えたため、補助件数を大幅に増やします。

檜田地域の被害は深刻

檜田地域は停電、断水が2週間続き、特に出灰地域が甚大な被害を受けました。また、暴風で膨大な本数の木がなぎ倒され、現在も折れた木が斜面に残っています（写真）。次に豪雨などで土砂崩れが起これば、それらが川に落ち、水がせき止められ、溢れ出す危険性があります。国・府・市あげての早急な対応が必要です。



大量の倒木が残っている芥川上流

一方、茨木、寝屋川、堺などで、補助の対象を2000年5月31日以前に建てられた住宅まで拡大する動きが広がっています。熊本地震で1981年以降に建てられた住宅が倒壊した例が多くみられたことによるものです。今議会、宮本議員、中村議員が建設年度の拡充を求め、13日の都市環境委員会で市は「（対象の拡大を）耐震化率が向上する過程で検討する」と答弁しました。

高槻市に被災者生活再建支援法適用

被災者生活再建支援法は、30万人以上の市は、全壊と判

(単位：万円)

支援金の支給額

支援金の支給額は以下の二つの支援金の合計額となります。

区分	基礎支援金 住宅の被害程度 ①	加算支援金 住宅の再建方法 ②		計 ①+②
		建設・購入	補修 賃借	
複数世帯 世帯の構成員 が複数	100	建設・購入 200	200	300
		補修 100	100	200
		賃借 50	50	150
単数世帯 世帯の構成員 が単数	75	建設・購入 200	200	250
		補修 100	100	150
		賃借 50	50	100
複数世帯 世帯の構成員 が複数	50	建設・購入 150	150	225
		補修 75	75	150
		賃借 37.5	37.5	112.5
単数世帯 世帯の構成員 が単数	37.5	建設・購入 150	150	187.5
		補修 75	75	112.5
		賃借 37.5	37.5	75

定された住宅が10戸に達すると適用されます。全壊、半壊、大規模半壊の世帯に対して、各世帯の被害状況や住宅の再建方法などに応じて、支援金が支給されます(表参照)。19日の会派代表者会議で、高槻市が手続き中と報告・説明がありました。今後、内閣府が正式に決定次第、情報提供が行なわれます。

南平台の地盤・擁壁被害、被災者に寄りそった支援を

北部地震で南平台1、2丁目の境目に位置する斜面を直径200メートルで囲む形で亀裂が生じました。斜面上の住宅では5、6件に渡って地盤や擁壁に亀裂が入り、住民は次、豪雨や大地震あった時、地盤や擁壁が持つだろうかと心配しています。

また、この地域には京都大学防災研究所が震災の翌日、調査に入り、先述の結果を公表しています。8月23日に、宮本雄一郎議員、宮原たけし府会議員は、住民と一緒に同研究所員からその後の地盤や擁壁の状況、今後の課題点について「聴き取りを行いました。同研究所の見解は「地盤や擁壁がどのような状態になっているか、調査が必要」と言うものでした。

共産党高槻市会議員団は宮原たけし府議、辰巳コータロー参院議員らとともに、震災直後から現地に入り、市や国に対応を求めてきました。国会では辰巳コータロー議員が宅地の状況を調査し、耐震化する国庫補助事業(宅

同法には改正が必要な問題点が

- 1、適用の要件
1戸であっても、10戸であっても、被災者の苦難は同じです。国は、戸数要件をなくすべきです。
- 2、一部損壊が支援の対象外
一部損壊の住宅には国からの支援は一切ありません。一部損壊の住宅であっても、屋根の修理だけで200万円、300万円の費用がかかる世帯もたくさんあります。国の支援が必要です。
- 3、支援金額が少ない
被災者生活再建支援法は、阪神・淡路大震災を契機にこれまで被災者に対して、何の支援もなかったことから、被災者と国会議員、知識人が声をあげ、成立しました。当初は最大100万円の支援でしたが、徐々に支援金の額が増えてきました。現在、最大300万円を助成しますが、これでは住まいや生活の再建はできません。支援金の引き上げが必要です。

地耐震化推進事業)が適用されるか、質問し、「補助要件を満たすことは可能」と前向きな答弁を引き出しています。党市議員団も、繰り返し市に国の宅地耐震化推進事業を活用し、「まずは調査を」と求めてきましたが、市の姿勢は前向きにはなっていません。9月6日の市議会では宮本雄一郎議員は、市に、「地区一帯の地盤が広範囲にどのような状態になっているのか、調査をするべき」とあらためて求めました。

就学援助の小学校入学準備金、入学前支給に

これまで就学援助を受ける予定の子どもが入学にあたって必要な学用品などを購入するための、入学準備金は、入学後の7月に支給されてきました。今年の3月議会では中村市議員が「小学校入学前の3月に支給している自治体は4割」とデータを示し、入学前支給を要求。市長が「他市の動向も勘案しつつ検討する」と答弁しました。これを受け、今議会でも入学前の3月支給の予算案が提出されました。